

6 月1日以降の施設基準・算定要件に伴い 自院ホームページ掲載事項をご確認ください。

2024 年 6 月の診療報酬改定時に以下の①～④の事項等については、院内掲示に加え自ら管理するホームページがある医療機関は、ホームページにも掲載することが必要とされています。2025 年 5 月 31 日までは経過措置がありますが、6 月1日以降は自院ホームページにも①～④の事項等を掲載しなければなりませんのでご注意ください。

※自ら管理するホームページがない医療機関はホームページへの掲載義務はありません。

○ 自ら管理するホームページを有する場合 → 6 月1 日以降は①～④の内容をホームページに掲載する必要があります。

① 保険医療機関の指定を受けている旨の掲示

② 療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

【主なもの】※詳しくは「別紙 1」を参照してください

・入院基本料に関する事項

・DPC／PDPS 算定病院

・九州厚生局へ届出を行っている届出項目の一覧

（例：機能強化加算、医療 DX 推進整備体制加算、外来感染対策向上加算等、
自院が届出を行っている全ての項目）

・明細書発行状況に関する事項

③ 保険外負担に関する事項（保険外で徴収している費用の一覧等）

④ 個別点数の施設基準や算定要件で掲示内容について具体的にホームページ掲載が定められている事項

（例：一般名処方加算・・・医薬品の供給状況等や長期収載品の選定療養等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明を行う内容をホームページにも掲載）

別紙 1

【医科・外来点数】施設基準や算定要件によりウェブサイト掲載が必要な項目】

・A000 初診料、A001 再診料、A002 外来診療料の「情報通信機器を用いた診療」

・A000 初診料の「機能強化加算」

・A000 初診料、A001 再診料、A002 外来診療料の「医療情報取得加算」

・A000 初診料の「医療 DX 推進体制整備加算」

・A001 再診料の「明細書発行体制等加算」

・A001 再診料の「地域包括診療加算」

・B001・22 がん性疼痛緩和指導管理料の「難治性がん性疼痛緩和指導管理加算」

・B001-2-5 院内トリアージ実施料

・B001-2-9 地域包括診療料

・B001-2-11 小児かかりつけ診療料

- ・B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料 1～3
- ・B005-4 ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)
- ・B005-5 ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)
- ・C000 強化型支援診・支援病における「在宅緩和ケア充実診療所・病院加算」
- ・C000 往診料の「介護保険施設等連携往診加算」
- ・C001 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)C001-2 在宅患者訪問診療料(Ⅱ)、及び C003 在宅がん医療総合診療料の「在宅医療 DX 情報活用加算」
- ・C002 在宅時医学総合管理料
- ・C002-2 施設入居時等医学総合管理料の「在宅医療情報連携加算」
- ・C005 在宅患者訪問看護・指導料
- ・C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料の「訪問看護医療 DX 情報活用加算」
- ・D282-3 コンタクトレンズ検査料 1～4
- ・F100 処方料の「外来後発医薬品使用体制加算 1～3」
- ・F400 処方箋料の「一般名処方加算 1・2」
- ・I002 通院・在宅精神療法の「早期診療体制充実加算」
- ・I012 精神科訪問看護・指導料の「訪問看護医療 DX 情報活用加算」
- ・手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術

【入院点数】

- ・入院基本料の看護要員の配置に係る情報
- ・A237 ハイリスク分娩等管理加算の「ハイリスク分娩管理加算」及び「地域連携分娩管理加算」
- ・A243 後発医薬品使用体制加算 1～3
- ・A243-2 バイオ後続品使用体制加算
- ・A244 病棟薬剤業務実施加算の「薬剤業務向上加算」
- ・A252 地域医療体制確保加算(時間外等が長時間の医師がいる場合)
- ・A253 協力対象施設入所者入院加算

実際の掲載には、厚生労働省のホームページ等でご確認ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001252050.pdf>

日本医師会資料

http://www.ibaraisikai.or.jp/bunsyo/pdf/2025ho_268.pdf